

通信制高校の託児室と学習権の保障

— 全通研加盟校へのアンケート調査を中心に —

The Right to Learn: A Day Nursery for the Schooling of Correspondence Education

上野昌之

UENO, Masayuki

通信制高校は戦後、教育の機会均等を掲げ、勤労青年への教育の機会を保障していく制度の一つとして始まる。就労者はもちろんのこと家事を行う主婦や病氣療養中の者など広く学習の機会を提供してきた。近年は中退者や不登校者などの受け入れが進んでいる。

通信制では様々な生徒を受け入れているが、この中には子育て中の者も含まれている。家事や就労と育児を両立させながら学習を続けることを願っている者たちである。これに対し通信制高校の中には託児室という施設・制度をもつ学校がある。育児をしながら学習が続けられるように、登校日に子どもを預かる制度である。育児が必要な者にとって学習支援を意味するものである。今回はこの託児室の制度について調査を行った。全国の通信制高校にアンケート調査を実施し、子育てを行う生徒の状況、託児室の設置、運営などの調査を行った。この結果をもとに通信制高校にとって託児室がもつ意義を明らかにし、子育てをしながら学習を続ける生徒の学習環境、託児室を設置維持して行く上での課題を考察する。

はじめに

通信制高校には託児室という施設制度を持つ学校がある¹。これは子育て中の生徒がスクーリング（面接指導）のときに学校に子どもを預け、学習に専念することができるようにする施設制度である。育児をしている生徒にとって学習と育児の両立を図る制度で学習活動の支援を意味するものである。通信制高校が発足し、勤労女性や家庭で家事や子育てを行っている女性に高校教育を受ける機会を確保するためにはじめられたものである。

今日通信制に通う生徒は大きく様変わりを

している。勤労青年の比重は少なくなり、大半は、高校を中退したり不登校で学校に通学しなかったりしたものが、通信制に入学してくる。そのような生徒の中には、子育て中のものも含まれている。高校を事情により退学し、その後結婚し子どもができたが、高校での就学を望み入学してくる場合や在学中に子どもができ通学制の高校に通えなくなり、通信制を選択するというケースである。本研究ではこうした子育て中の生徒に焦点をあて、学習環境整備のために通信制独自制度として存在する託児室について考察することにする。そこで今回学習支援という観点から、現在の

キーワード：通信制教育、託児室、学習権、教育の機会均等

Key words : correspondence education, a day nursery, right to learn, equal educational opportunity

通信制高校での託児室の制度についての調査をおこなった。全国の通信制高等学校へアンケート調査を実施し、子育てをしながら通う生徒の状況、託児室の設置、運営他の調査をおこなった。この結果をもとに通信制高校にとって託児室がもつ意義を明らかにし、子育てをしながら学習を続ける生徒の学習環境、託児室を設置維持して行く上での課題を考察する。その際に生徒にとって学習することの意味を踏まえ、学習権を視点として考察することにする。

本論でははじめに、全国の通信制高等学校へのアンケート結果について述べ、それを受けアンケート分析を行う。そして最後に、学習権の保障としての託児室の制度を考えることにする。

I 通信制高校に対する託児室アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本アンケート調査の目的は、子育てをしながら通う生徒の有無、通信制高校における託児室の有無、託児室の設置、運営状況、運営上の問題点他を明らかにし、学習支援制度としての託児室の位置づけを明確にし、その設置、維持するための課題について考えるための資料を得ることである。

本調査では全国にある公立、私立の通信制高校を対象とした。具体的には、通信制高校の全国的な組織である全国通信制高等学校研究会（全通研）の加盟校の115校を対象とした。調査概要は以下のとおりである。

調査時期 2007年5月から6月

配布数 全国通信制高等学校研究会の加盟校115校（公立72、私立43）

有効回収数 65校

有効回収率 56.5%

調査方法 郵送調査法

(2) 回答校の地域及び子育て中の生徒の有無

① 回答高校の都道府県別については以下の40都府県におよび、公立私立別については公立が44校、私立が21校となり、全国的に網羅できているものと考えられる。

② 子育て中の在学生徒がいる割合

現在学齢期前の子どもを持った生徒の有無を調査した結果は、63校（97%）に上る。ほぼすべての学校でそのような生徒が在籍していることになっている。各校での子どものいる生徒数は調査対象外であるが、いずれの学校でも託児室の利用が想定される生徒がいることが指摘できる。

(3) 回答施設の設置状況

① 託児室設置状況

託児室が設置されている高校が、14校（12%）であった。全通研が昨年度行った調査によると全校で18校に設置されていることになっているが²、全通研による調査にない高校に今回あらたに設置の報告があったため現在19校の設置が確認されていることになる。設置されていたすべてが公立校であった。傾向として都市部の学校に多いことが指摘できる。また、一自治体内で複数校で設置されている都府県があり、地域的な差が見られた。設置時期については散在している。かつて設置されていたが廃止となった学校が3校あった。

(4) 設置学校の状況

① 設置のきっかけ

設置のきっかけとされるものでは、開設当

通信制高校の託児室と学習権の保障

初からの計画とする学校が5校となっている。すべてが新設校であった。次に多いのが生徒からの要望、社会的な要請と続いている。

② 設置目的

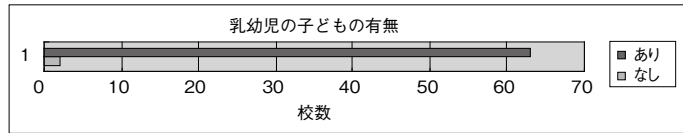
学習保障および学習と育児との両立を上げる学校が多い。複数回答も認められる。

③ 設置形態と運営形態

設置はすべて認可外保育所の扱いとなっている。学校が独自に運営するところが圧倒的に多いが、ボランティア団体への委託や保護者生徒の自主的な運営によるところが少数ながら見られる。

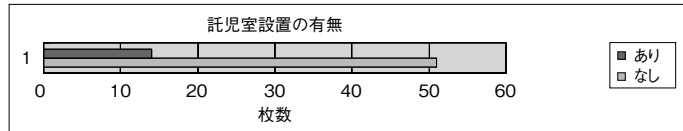
乳幼児の子どもの有無

あり	63
なし	2



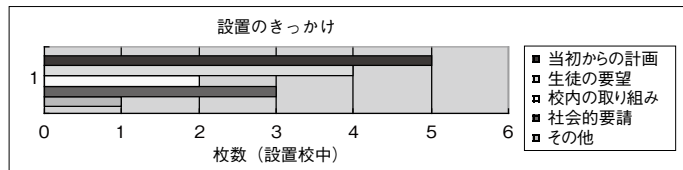
託児室設置の有無

あり	14
なし	51



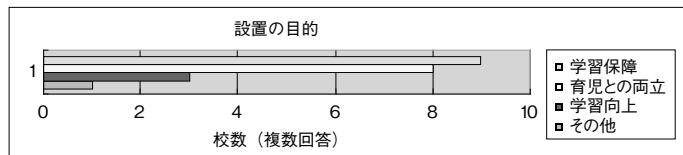
設置のきっかけ

当初からの計画	5
生徒の要望	4
校内の取り組み	2
社会的要請	3
その他	1



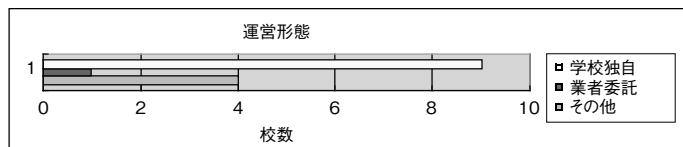
設置目的

学習保障	9
育児との両立	8
学習向上	3
その他	1



運営形態

学校独自	9
業者委託	1
その他	4



④ 子どもの世話に当たるもの

保育士の従事が多いが、無資格者も少数ながらいる。このうち保育士と一緒に無資格者がみる場合もある。その他に、保護者や子育て経験のある卒業生、保育士志望者、保育専門学校生などの回答されている。

る。保育士を雇用しないケースで、予算上の理由をあげるところが複数見られる。

⑤ 保育士の雇用・非雇用

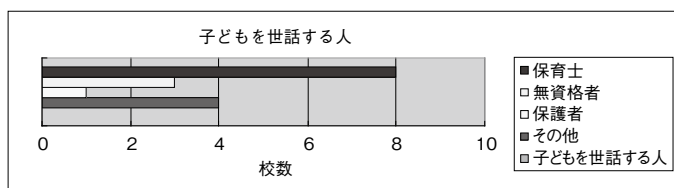
保育士の雇用数は、1～2名となり、なしが目立つ。保育士へは報奨金が支払われている。

⑥ 安全管理の対応

保育上の安全管理がどのように行われているかの調査である。事故保険への加入が10件と多くのところで行われており、保護者との連携(5)、保育士による保育(4)となっている。緊急マニュアルを作成してある学校は1校にとどまり、医療機関との連携はなかった。

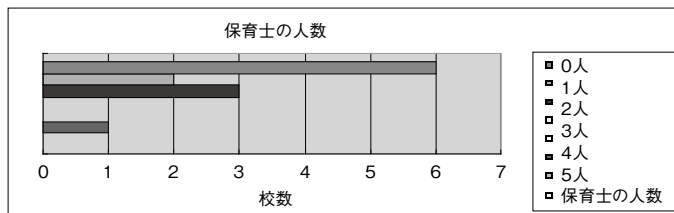
子どもを世話する人

保育士	8
無資格者	3
保護者	1
その他	4



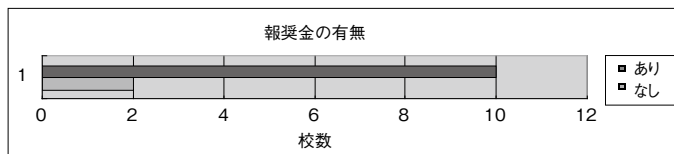
保育士の人数

0人	6
1人	2
2人	3
3人	0
4人	0
5人	1



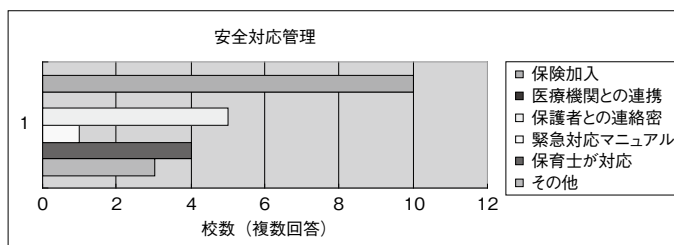
報奨金の有無

あり	10
なし	2



安全対応の管理

保険加入	10
医療機関との連携	0
保護者との連絡密	5
緊急対応マニュアル	1
保育士が対応	4
その他	3



通信制高校の託児室と学習権の保障

⑦ 託児室の維持に関する安定度

毎年安定して設置できると回答したところが多いが、設置状況が安定していないとされるところが数件みられた。

とするところが3件あり、利用ごとに1000～2000円の利用料金を徴収している。利用料金の中に事故保険の掛け金は含まれていない。

⑧ 利用時間帯

スクーリング時のみの対応が8件と多く。放課後まで預かるケースは4件と少ない。

⑩ 維持・運営上の問題点

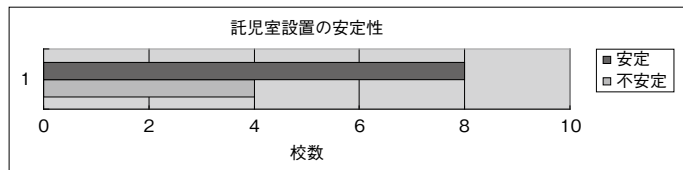
維持・運営上の問題点があると回答があった箇所は6件と比較的少ない。予算的措置と人的確保が問題として上がる一方で、子どもの受入数の少なさが指摘される。

⑨ 利用料金の有無

利用料金を無料とするところは9件。有料

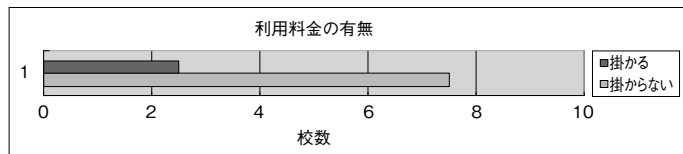
託児室設置の安定性

安定	8
不安定	4



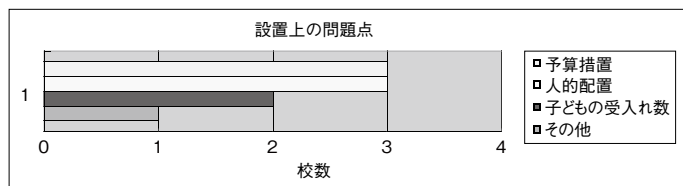
利用料金の有無

掛かる	3
掛からない	9



維持・運営上の問題点

予算措置	3
人的配置	3
子どもの受入れ数	2
その他	1



（5）託児室設置校の利用者の状況

① 利用者（保護者生徒）年齢層

複数回答となっているが、20代前半が10件と多く、次に20代後半（6）、10代（4）と続く。人数的な調査は行っていない。

② 利用登録者（子ども）の人数

1～5人ならびに6～10人がそれぞれ5件となっている。10人以上とされる場所は1件とほとんどない。

③ 利用登録者（子ども）の年齢

記述式のためばらつきがある。下限は1歳以上がほとんどであるが、0歳児の受け入れをするところが1件、特になしが1件となっ

ており、上限は6歳（未就学）が6件と多い。5歳とするところも未就学の意味と思われる。小学生以上の受け入れは小1が1件あり、弟妹に乳幼児がいる場合に限り12歳までが上限となっているケースが1件ある。

④ 募集時の託児室の広報

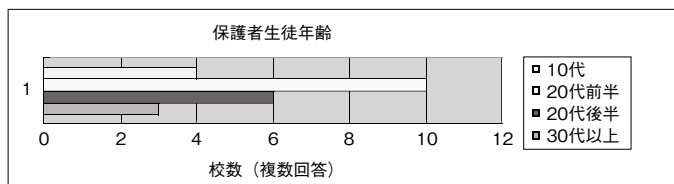
託児室の存在を学校説明項目としているかの項目である。広報活動をしている学校は7件、特にしていないが6件とほぼ半々となっている。

⑤ 入学の動機

託児室があることが入学の動機となるかどうかの項目である。託児室があるため

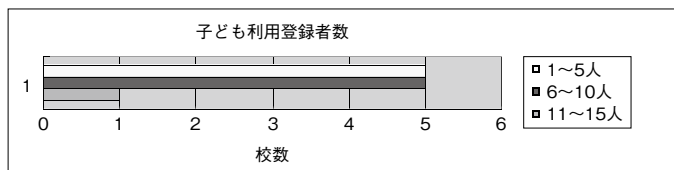
保護者生徒年齢

10代	4
20代前半	10
20代後半	6
30代以上	3



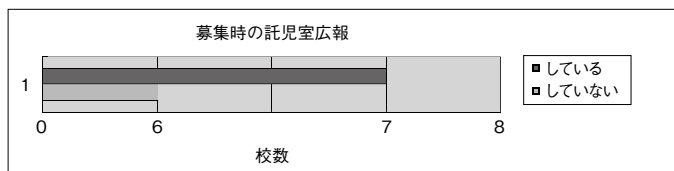
子ども利用登録者数

1～5人	5
6～10人	5
11～15人	1



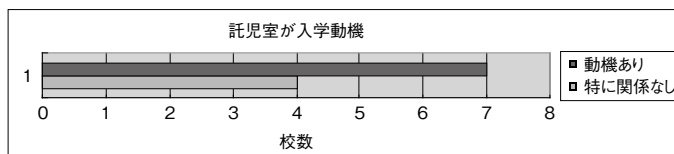
募集時の託児室広報

している	7
していない	6



託児室が入学動機

動機あり	7
特に関係なし	4



に選択したのではないかという回答が7件、特に関係しないという回答は4件。

(6) 非設置学校の状況

① 非設置理由

託児室を設置していない理由への問いは、図表のとおりである。相応しい設置場所がない場合、安全性への問題などが設置をしていない理由の上位にある。経費の問題および利用者がいないとされる点も複数の学校に上げられている。その他の記述式回答では以下のようなものがある。要望がない、利用者が少ない、家族に協力を求めている、有料だと利用者がいない、採算ベースを考えると利用料が高くなる。

② 非設置校におけるスクーリング時の対応
非設置校でのスクーリング時の対応への問いは、図表のとおりである。多くの学校ではスクーリング時には生徒の家族が世話をしているという回答を寄せている。次に指摘される

のが保育園に預けているという回答であった。その他の記述回答の中にあつたものでは以下のようなものがあげられる。授業のない先生が子どもの対応、スクーリングへの同伴を認めている、校内で友人が世話をする、授乳時などは対応しているなどである。

③ 設置を検討するかどうか

非設置校が今後設置を検討するかの問いは、21校が検討せず現状維持となっている。

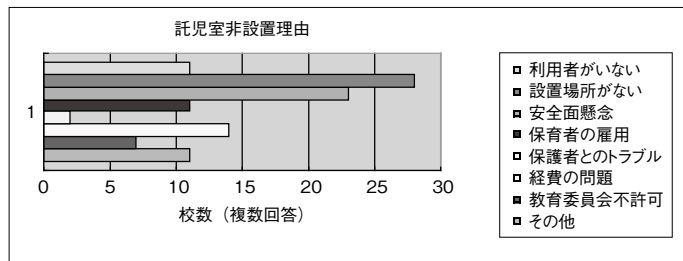
II 託児室アンケートからの考察

ここまで託児室アンケート結果を概観してみた。この結果から、現在の通信制高校の託児室に関する実態を知ることができる。その点についてここでまとめてみたい。

託児室を設置している学校は14校ですべて公立であった。全体の割合からは12%にあたる。63校97%の学校で育児中の生徒がいるという状態から考えると非常に少ない設置割合にある。まず、設置校の状況を検討してみよう。

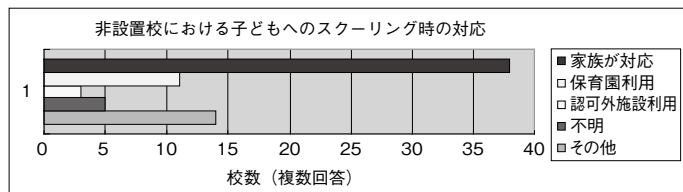
託児室非設置理由

利用者がいない	11
設置場所がない	28
安全面懸念	23
保育者の雇用	11
保護者とのトラブル	2
経費の問題	14
教育委員会不許可	7
その他	11



非設置校における子どもへのスクーリング時の対応

家族が対応	38
保育園利用	11
認可外施設利用	3
不明	5
その他	14



設置校の設置年度にはばらつきがある。開校年度が古い学校から新設校までである。1970年代前半通信制高校の制度が進展し女性の比率が高まり、託児室の必要性が高まり設置された経緯があったが³、それが維持され現在まで存続していることが考えられる。近年の新設校の設置に伴う託児室の設置では、前身校の経緯を継承して設置するケースが考えられる。東京では上野高校通信制で託児室が開かれていたが、1991年新宿山吹高校通信制を新設する際、託児室の設置を決めている。また、上野高校通信制閉校に際しては後継高校である新設の一橋高校通信制で託児室を設置している。このように前身校での需要、必要性を鑑みた計画が新設校開校に際しなされている。また群馬、東京、神奈川、長野など同一自治体内の高校で託児室設置校が重なるのは、設置必要性の共有と教育委員会による許可の容易さがあるだろう⁴。

託児室は厚生労働省が定める基準を満たさないため、いわゆる認可外保育施設である。また各企業が従業員のために独自に運営する事業所内保育所とも質的に異なるため、臨時的に子どもを預かり保育を行う施設ということで、認可外保育施設の扱いとなっている。東京都では認証保育所を整備する制度も進んでいるため、行政が設置する学校内に認可外保育施設を作ることに対しては異論がないわけではない。学校サイドは生徒の学習保障の観点から学習と育児の両立を図るべく学習環境の整備を求め、教育行政内では意見が一致せず結論が付きにくい状況にある。高校によっては学校が託児室を運営せず、ボランティア団体や保護者の組織が運営する形態が見られる。これは行政が直接関われない事情に対応してのことだと考えられる。

託児室の設置理由に「学習の保障」や「学習と育児の両立」が上げられていた。託児室の利便性に帰するものであれば、前者の回答は少なかったのではないだろうか。学校が公教育として学習の条件整備を行っていくとする使命感が現れているといえるだろう。しかし、これを行うことは財政的な裏付けも必要となり、施行に困難な場合、一方では受益者負担という考えがあらわれてくる。子どもを育てることはきわめて個人的または家庭的な問題であるにとらえることで、個人にその費用を補填させるという発想につながる。現に利用料が掛かる学校もある。しかし、学習の保障が社会全体で考えるべき社会機能の問題であるにとらえるならば、公費をもって学習を支援するということになるはずである。

さて、託児状況に目を転じ、保育の質の問題に目を向けることにする。託児室内で子どもの世話をする人材は、保育士となっている場合が多い。乳幼児の世話をする専門家である保育士が世話をすることは基本的な考え方である。子育て経験のある人が世話をしたり保護者たちが相互に世話をする方法も取られている。これは保育士確保の困難さや保育士に支払う報奨金の予算化などによる措置であることも考えられる。しかし、安心して子どもを任せること、学校と保護者とが協同することを考えると、専門家である保育士に任せることは要件ではないだろうか。また、万一の病気や事故などを考えたとき医療との提携や保険への加入も必須要件であろう。

しかし、こうした託児室も人材確保のための予算的な措置に対する行政的な問題点も指摘される。埼玉県の定期監査においては託児室利用者が少人数であり、かつ利用が不定期なため、保育士の適正配置が指摘された⁵。

これは託児室開設自体に波及する問題でもある。行政は保育士を臨時職員の雇用と位置づけているため、事前に定められた日に勤務に当たることになっている。しかし、利用者である生徒のスクーリング出席は制度上必ずしも定期的なものではない。この齟齬が適正な予算執行との間に矛盾を生じさせる。登録数は10名を超えることはほとんどないが、利用者数はより少なくなる。通信制高校の制度上、預かる子どもの人数に則した保育士の適正配置は常に発生する問題である。

そこで、託児室を利用している生徒のことを考えてみることにする。生徒は20代前半を中心とした年齢層にあたる。通信制全体では10代の比重が高くなっている現在、これは若干高いが、主流の年齢層に当たる。彼らが通信制高校に進学した理由は、卒業認定がほしいという理由が最も高い⁶。以前高校を中退しているケースも多く、再出発の機会を得たいという願望から、就労や家事との両立ができ、学習ができる通信制高校に進学している。多くの場合子どもができてからの進学⁷であり、託児室の存否が学校選びに影響している。ほとんどの場合、託児室があるので進学しており、託児室なくしての学習は困難さを伴う。認定保育所の利用は就労目的が優先となっており、就学のための利用は基本的には認められていない。私立の認可外保育施設を利用するには経費の面で大きな負担がかかるため難しい。託児室がない場合は家族に子どもを任せざる以外にない。アンケート結果では通信制高校には育児を必要とする子どもを持つ生徒がほぼ全校に存在している。しかし、託児室は非設置校のほうが圧倒的に多い。子どもの世話を家族に依存しなければ学業を続けることができない現状は果たして合理的なこと

あるだろうか。むしろ、子どもがいても高校に進学できる状況を整えることが必要なのではないだろうか。家族に委ねなければ、学習が十分に行えない状況は改善すべきものであろう。

Ⅲ 託児室から考える学習権

さて、これまで通信制高校への託児室アンケートの結果に検討を重ねてきたが、ここで託児室の利用者である生徒の学習権という視点から託児室と学習との関係を考えてみたい。

通信制高校では学習指導要領により一定のスクーリング時間数の出席が義務付けられている。定期考査を受けることも単位習得にとって欠かすことができない要件である。通学制の高校ほど登校を義務付けられてはいないが、最小限の時間は登校し、スクーリングや考査を受けなければならない。このとき保育を要する子どもがいることは大きな負担となる。保護者にとって子どもを保育することは欠かすことができないことである。しかし、将来を切り開くために高校の卒業を切望するものに、学校への出席か保育かの選択を強いことになる。家族に子どもの保育を任せられないとしたら、学習する意志を頓挫させることにもなるだろう。その意味で、子どもを持つ生徒にとって託児室は特別な存在であるといっていいたいだろう。託児室があることで、それを必要とするものは気兼ねなく学習の進展を図ることができ、単位の習得、高校卒業という目標を達することができるようになる。自由に学習ができることで個人の目標が成就し、将来への可能性が開くことになる。つまり、個人の希望や幸福を追求することができるのである。

自由に学習ができることは、教育の権利の

範疇に入る学習権であるといえる。憲法13条では「すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする」と包括的基本権が示されており、学習の自由はこの幸福追求権と重なるものと考えられる。学習を行うことはすべての人々にとっての権利であり、開かれたものでなければならない。学習権は未来のためにとっておかれる文化的なぜいたく品ではなく、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではないのである⁸。言い換えるならば、学習は必要とするときにできるものでなければならない。それゆえ権利として認められるべきものなのである。

望むときに学習ができ、自己の将来を開くことができるようにすることは、子どもがいる、いないにかかわらず権利として認められなければならない。そして、それを可能とするために制度的な保障が必要となってくる。教育の権利は社会権的な性格ももつ。教育を受ける権利、つまり学習権には、国民が幸福追求の権利実現のために国家に対し作為を要求ができる権利が含まれている⁹。よりよい学習ができる教育環境の整備を求めることができる。子どもを持つ学習者にとって託児室はこの環境整備にあたる。憲法26条では教育を受ける権利が保障されており、教育を望むものがその能力に応じてひとしく教育の権利を有することが保障されている。教育の機会均等は子どもを持つ生徒へも開かれたものであり、託児室の設置とも関わるものであるといえる。

さらに、託児室を機能面からとらえるならば、託児室というシステムは学習支援として

作られた施設であるばかりではない。託児室を利用する保護者生徒は、学習と育児の両立という共通の目的を持つ。彼らは保育士という専門家の協力のもとで子育ての知識、技能を高めることができる。そして、保護者生徒が相互に学び合い、励ましあう人間関係を構築することによって、共通の目的を実現するという行為の中に自己の成長を促し、自己実現の意識を形成することができるようになるのである。このように託児室というシステムは、利用者の学びの場ともなりうるものである。設置校のなかには保護者会を作り、保護者生徒の自主性を喚起したり自主運営をさせたりしているところもある。自立的な保護者生徒たちと保育士が協働できるように学校側の主導の必要性も出てくるだろう。

しかし、託児室を設置している学校は少ない。多くの場合、適当な設置場所がないこと、安全面での懸念があることが託児室を設置しない理由にされていた。これらの理由は、学校が学習権を保障するというをどのように考えるのかの試金石となる問題であろう。たしかにこれまでの学校という空間に託児室というスペースは作りにくいものである。教室を改築すると多額の経費が生じるが、それで安全衛生面までを確保できるとは限らない。ごく少数の生徒のために託児室を作ることは費用対効果の面から考えてもマイナスとなる。また、託児室で乳幼児を危険なく受け入れなければならないことは、通常の学校業務から考えれば大きな負担でありリスクがある。託児室の設置に消極的な理由はもっともなことでもあろう。子どもを持つ生徒はいずれの学校にもいたが、家族の協力があるため託児室の設置要望が表面化することは少ない。現在の修学状況はこうした家族の協力に依存し成

り立ったものであり、けっして一人ひとりともつ学習権を保障していることにはならない。しかし、これまで論じてきたように、学習権の保障のためには託児室の存在は大きいものである。学習権を保障するということはこうした困難さを克服していくことでもある。

教育は個人の幸福追求を目指すものであると同時に、教育基本法に示されるように、国民の育成を期して行われるという目的を持つ極めて社会的な行為でもある。学習権を保障するとは単に個人の学習を援助するものでなく、社会的機能の一部として社会を支持するものである。社会的な費用負担はそれゆえ妥当なことなのである。託児室設置は子どもを持つ保護者への恩恵的援助ではなく、子どもを持つ学習者へ教育行政がおこなうべき学習支援、教育環境整備のひとつといえるのである。

ま と め

これまで、Ⅰでは通信制高校への託児室アンケートの結果から、子育てをしながら通う生徒の状況、託児室の設置、運営他の調査の結果を概観した。この結果から子どもを持つ生徒は各学校にいるにもかかわらず、託児室を置く学校は極めて少ないことが判明した。しかし、設置する学校は生徒からの要望、社会的要請により設置しており学習の保障に積極的であった。学校が運営するところが大半であるが、ボランティア団体、保護者団体の設置もあった。子どもの保育は保育士が受け持つケースが多く、安全面での管理も考えられていた。しかし、利用料金や予算措置などの問題があることがわかった。また、非設置学校での課題も明らかになった。Ⅱでは、アンケート結果を受け、考察をおこなった。設

置校の共通性や設置に関わる問題点を指摘した。託児室に関する運営上の問題点、利用者の観点からの設置の必要性について論じた。そしてⅢでは通信制高校にとって託児室が持つ意義を明らかにし、託児室を設置維持していく上での課題を考察した。人は自由に学習ができることで学業を続け卒業し、自己の目標を達成することができる。学習権が権利としてあるのは自己実現を通して幸福を追求することが認められているからである。そしてそれは子どもがいても同様で、教育の機会均等を図る施設制度が託児室であることを論じた。託児室の設置には困難もあるが教育を受ける権利を保障するためには費用他の問題を克服しなければならないことと指摘し、託児室が育児を含めたより広い学習の場となることも維持するうえでの課題であることを明らかにした。

通信制高校の託児室は子育て中の生徒を学習支援するために始まった。しかし、少子化の影響や費用対効果の問題もあり設置は少数の学校のみにとどまっている。教育を受ける権利を保障する上できわめて重要な施設制度でありながら、経済の効率化には勝てないのだろうか。託児室は学習と育児を両立させるだけの単なる施設ではなく、ここを利用することでさらに育児や学業のプラスとなる学びの場であることが指摘できる。人にとって学習は自己実現のために欠かせない手段である。それは人が学習を通して成長するという、学習という行為そのものが持つ意味に関わってくる。こうした点も設置者である教育委員会や学校は理解し、設置・運営に積極的に取り組む必要があるだろう。

今回託児室アンケートを学校側に行ったが、生徒側利用者の声は1校で調査したのみで限

られたものとなってしまった。また、非設置学校での保護者生徒の声も聞く必要があるのではないだろうか。そして、託児室といても設置運営形態が違うものもあり、さらなる調査が必要であることは今後の課題としたい。

注

- 1 本研究では該当の施設を「託児室」の名称で扱うことにする。
- 2 『全国高等学校通信制教育研究会理事会・総会議事資料』添付資料 2007年
- 3 全国高等学校通信教育研究会編『高校通信教育三十年』日本放送出版協会 1978年 p 97
- 4 東京では新設の砂川高校通信制で設置に向けた準備がなされており、他校の情報交換が行われている。
埼玉県 平成17年度定期監査結果公表(第31回)、大宮中央高校への監査意見
- 5 <http://www.pref.saitama.lg.jp/A32/BD00/kansa/kansakekka1803.htm>
2007年6月1日参照
- 6 上野昌之「東京の教育改革の考察」『中日青年学者教育改革国際学術研究会論文集』2005年p 38
- 7 東京都立一橋高校通信制保護者生徒からのアンケート結果より 2007年7月実施
- 8 ユネスコ学習権宣言抜粋『生涯学習・人権教育基本資料集』阿吽社 1997年 p 71
- 9 朝倉征夫『産業革新下の庶民教育』酒井書店 1999年 pp 323-324